

## 令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会（第1回）議事概要

- 1 日 時 令和2年8月5日（水）15:00～17:00
- 2 場 所 オンライン
- 3 出席者 （委員）  
新美委員（座長）、赤渕委員、大塚委員、小池委員、猿田委員（代理：伊東氏）、鈴木委員、関委員、西村委員、長谷川委員、藤田委員、御手洗委員、森谷委員、安井委員、山田委員、若山委員  
（環境省）  
松澤環境再生・資源循環局次長、神谷不法投棄原状回復事業対策室長  
ほか
- 4 議 題
  - （1） 令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会設置要綱について
  - （2） 不法投棄・不適正処理の現状について
  - （3） 現行の基金制度について
  - （4） 現行の支援のあり方の点検・評価及び見直しのポイントについて
- 5 配布資料
  - 資料1 : 令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会設置要綱について
  - 資料2 : 不法投棄・不適正処理の現状について
  - 資料3 : 現行の基金制度について
  - 資料4 : 現行の支援のあり方の点検・評価及び見直しのポイントについて参考資料：支障除去等に対する支援に関する検討会報告書（平成27年9月）
- 6 議 事 検討会は公開で行われた。
- 7 議事概要
  - （1） 令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会設置要綱について  
環境省から資料1に基づき説明した。  
委員からは特に質問や意見はなかった。

(2) 不法投棄・不適正処理の現状について

環境省から資料2に基づき説明した。

委員からの主な質問や意見と、それに対する環境省からの説明は以下の通りである。

- 平成30年度の不法投棄実行者の新規判明事案は、大規模な不法投棄が許可業者によるものだったということか。
- (環境省) その通りである。

(3) 現行の基金制度について

環境省より資料3に基づき説明した。

委員からは特に質問や意見はなかった。

(4) 現行の支援のあり方の点検・評価及び見直しのポイントについて

環境省より資料4に基づき説明した。

委員からの主な質問や意見と、それに対する環境省からの説明は以下の通りである。

**【産業界の負担について】**

- 電子マニフェストの利用者に費用を負担していただいているわけではなく、頒布団体の運営をやりくりして、社会的貢献として拠出をしている。
- 弱小なマニフェスト頒布団体に依存するのは無理があり、産業廃棄物の発生処理等に関係する団体に広く薄く協力を求めるべき。
- 将来的には、排出事業者や処理業者が使っているマニフェストに、一律いくらかという形の上乗せをするというのが良いのではないか。
- 紙マニフェスト用紙の購入枚数についてみると、直接購入者は排出事業者というより産業廃棄物処理業者であることが多い。この用紙に排出事業者と産業廃棄物処理業者が必要とされることを記載する。一方電子マニフェストについては、委託処理される産業廃棄物ごとに排出事業者と産業廃棄物処理業者がシステムの基本料等を規定に従い負担している。
- サプライチェーンの中の帰着点として頒布団体に負担をお願いしている現行の仕組みには相当な合理性があり、まずは協力要請に応えていないマニフェスト頒布団体に対して精力的な要請を行うべきである。
- 過去に行われていた奉加帳方式に戻ることについては、特定の事業者のみ負担する理由がなく、抵抗感が極めて強い。
- マニフェストに上乗せするのは、税制の中で措置ができるのであれば実施機関

としてマニフェスト頒布団体が役割を果たすことはあり得る。ただし、現行制度では任意の拠出であるため、マニフェスト頒布団体に役割を押しつけられると断らざるを得ない。

- 基金のうち産業界の負担分が枯渇してしまうことが問題であり、まずは5年間の必要金額というものを試算する必要がある。
- 拠出を受容してもらうためには、社会貢献をしていることが社会的に評価されるような仕組みや工夫が必要なのではないか。

#### 【支援額の絞り込みについて】

- 「事前協議制等により域外からの産業廃棄物の事実上の搬入規制を行っていないか」という項目が入っている趣旨は何か。  
→（環境省）搬入規制や流入規制を行っていない自治体は広域処理に協力していただいていると評価できるため。
- 「事実上の搬入規制を行っていないか」という要件に該当する都道府県はいくつあるのか。  
→（環境省）今後詳細に制度設計をしていく段階で把握していきたい。  
→都道府県にもいろいろな事情があると思われるので、該当しそうなところに意見を聞いて検討を進めていただきたい。
- 事前の届出制は、必ずしも搬入規制を目的とするものではなく、県外の事業者の持ち込む産業廃棄物の性状や種類や量を把握することで不適正な処理につながらないようにするために導入しているなど、自治体ごとの事情があるため慎重に検討してほしい。
- 事前協議制が不法投棄の未然防止に機能している可能性もあるため、搬入規制を緩和や廃止することで逆に不法投棄が増えることは避けなければならない。
- 協議や監督できるような仕組みも大事だが、広域処理を阻害する扱いは避ける必要がある。
- 高濃度 PCB 廃棄物処理施設の立地への協力と基金の絞り込みを関連づけられるのか、慎重な検討が必要なのではないか。
- 高濃度 PCB 廃棄物処理施設の立地自治体に配慮しないと、迷惑施設に関して協力してくれる自治体がなくなってしまうため、配慮が必要である。
- 高濃度 PCB 廃棄物の拠点的な広域処理施設の立地に協力しているとは具体的にどのようなことを意味するのか。  
→（環境省）中間貯蔵・環境安全事業株式会社の施設の立地自治体である。

**【その他】**

- 基金によって公平に負担できることが、流入規制を見直すきっかけにもなり、廃棄物の処理の円滑化が進み、排出事業者にとっても多大なメリットがある。

基金から支出するにあたっては、行政責任の検証を自治体ごとに徹底して行っており、行政処分の指針に基づいた早期の行政処分の実現が適正処理につながってきたという事実もある。

現行の支援のあり方を点検するにあたっては基金制度が重要な位置づけであることを評価する必要がある。

- 産廃の広域処理というものをインフラとしてどう整備するのかというのは、大事な視点であり、原案にある負担や支援額の絞り込みはどうあるべきか、と総合的に議論していく必要がある。

(5) 次回の検討会に向けて

今回の議論を事務局で整理し、さらに資料等の整備をして今後の支援のあり方についてのたたき台を作成する。

以上